

○浜松市興行場法の施行に関する要綱

この要綱は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）、浜松市興行場法施行条例（平成24年浜松市条例第82号）及び浜松市興行場法施行細則（平成24年浜松市規則第96号。以下「細則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

第1 手続き

法及び細則に基づく申請又は届出を行う場合は、次に掲げる書類を提出又は提示すること。

(1) 法第2条第1項の規定による申請

ア 興行場営業許可申請書（様式1）

（申請手数料は常設営業の場合22,900円、仮設営業の場合11,300円）

イ 申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書

細則2②(1)

ウ 興行場の配置図及び平面図

細則2②(2)

エ 使用する土地又は建物が他人の所有の場合にあつては、貸借契約書の写し又は承諾書

細則2②(3)

オ 興行場周辺の地図を提出されたい。

(2) 法第2条の2第2項の規定による譲渡による承継の届出

ア 興行場営業承継届（譲渡）（様式2）

イ 届出者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書

細則4の2②

ウ 譲渡を証する書類

法2の2②

エ 構造設備の概要を示す書類（様式1を準用）

法5報告徴収

オ 興行場の配置図及び平面図

法5報告徴収

カ 当該興行場の興行場営業許可書を提示すること（届出の際、許可書の余白に「承継届出済」の旨、届出年月日及び承継した者の氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）を記載し返却する。）。

(3) 法第2条の2第2項の規定による相続による承継の届出

ア 興行場営業承継届（相続）（様式3）

イ 被相続人の全ての戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

細則5②(1)

ウ 相続人が2人以上いる場合は、承継すべき相続人以外全員の同意書（様式例）

細則5②(2)

(4) 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による承継の届出

ア 興行場営業承継届（合併・分割）（様式４）	
イ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書	細則 6 ②
(5) 細則第 7 条第 1 項に規定する変更の届出	
ア 興行場営業許可申請事項変更届（様式 5）	
イ 興行場の構造設備の変更の場合は、興行場の配置図及び平面図のうち変更に係るもの	細則 7 ②
ウ その届出が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更に係るものであるときは、その法人の登記事項証明書を提示すること。	細則 7 ③
(6) 細則第 8 条第 1 項に規定する停止又は廃止の届出	
ア 興行場営業停止・廃止届（様式 6）	
第 2 興行場営業の許可基準	
法第 2 条第 2 項に規定する「興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるとき」とは、次に掲げる基準を満たしていないことをいう。ただし、隔壁等により外部と区画されていない部分については第 5 号に掲げる基準を、仮設の興行場については第 5 号及び第 6 号に掲げる基準を満たしていないことをいう。	
(1) 床に防湿上有効な措置が講じられていること。	条例 2 (1)
(2) ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備が設けられていること。	条例 2 (2)
(3) 次の空気環境の基準に適合するように、適当な数の窓又は機械的換気装置が設けられていること。	条例 2 (3)
ア 炭酸ガスの含有率は、100 万分の 1、500 以下であること。	細則 3 (1)
イ 観覧室における浮遊粉じん量は、1 立方メートルにつき 0.2 ミリグラム以下であること。	細則 3 (2)
(4) 入場者が利用する場所には、次の照度の基準に適合する機能を有する照明設備が設けられていること。	条例 2 (4)
ア 床面から 80 センチメートルの高さのすべての所が 30 ルクス以上であること。	細則 4 (1)
イ 観覧室にあっては、映写中又は演技中における客席の床面が 0.2 ルクス以上であること。	細則 4 (2)
(5) 便所にあっては、次の要件が備えられていること。	
ア 男子用と女子用とを区別して、適当な数が設けられていること。な	条例 2 (5)ア

お、「適当な数」とは、以下の内容を標準とすること。

(ア) 男子用便器と女子用便器の数は、通常女性の方が長い時間が必要となる事実や興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数などを考慮し、それらを適切に反映したものとすること。特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の男女均等化が図られるよう努めること。

(イ) 男子用大便器は、小便器5個以内ごとに1個設けること。

(ウ) 便器数の合計は、次の表の左欄の観覧室の大きさの区分に応じて、右欄に定める数以上とすること。

観覧室の床面積	便器数の合計
300 m <sup>2</sup> 以下	15 m <sup>2</sup> ごとに1個
301 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 以下	20 個 + (床面積 - 300 m <sup>2</sup> ) につき 20 m <sup>2</sup> ごとに1個
601 m <sup>2</sup> 以上 900 m <sup>2</sup> 以下	35 個 + (床面積 - 600 m <sup>2</sup> ) につき 30 m <sup>2</sup> ごとに1個
901 m <sup>2</sup> 以上	45 個 + (床面積 - 900 m <sup>2</sup> ) につき 60 m <sup>2</sup> ごとに1個

イ 流水式手洗設備が設けられていること。

(6) 喫煙を認める興行場にあつては、適当な数の喫煙所が設けられていること。なお、「適当な数」とは、観覧室がある階には少なくとも1箇所以上であることを標準とすること。また、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造であること。

### 第3 許可した旨の通知

- 1 許可の申請が保健所に到達した日から20日以内（申請が保健所に到達してから実地調査を行うまでの期間を除く。）にその処分を決定する。
- 2 営業者の地位の承継の相談を受けた際は、消防リーフレットを配布し、相談者の同意を受け、当該施設の名称及び所在地を消防局予防課へ情報提供する。
- 3 保健所長が法第2条第1項の規定による許可をしたときは、興行場営業許可書（様式7。以下「許可書」という。）を、法第2条第2項の規定により許可を与えないときは様式8を交付する。なお、許可書の再交付は行わない。
- 4 開設者が次に掲げる届出をした際、その旨を許可書に記載するよう求めることができる。
  - (1) 細則第7条第1項に規定する変更の届出（許可書の記載事項の変更に係る場合に限る。以下「変更届」という。）
  - (2) 法第2条の2第2項の規定による承継のうち、相続、合併又は分割に

条例2(5)イ  
条例2(6)

令和2年12月7日付  
浜松市消防局  
予防課長通知

よる届出（以下「承継届」という。）

5 保健所長は、前項の求めがあった場合、許可書の余白に次に掲げる内容を記載しなければならない。

- (1) 変更届の場合 「許可申請事項変更届出済」の旨、届出年月日、変更事項及びその内容
- (2) 承継届の場合 「承継届出済」の旨、届出年月日及び承継した者の氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

#### 第4 変更の届出に関する留意事項

興行場の構造及び設備の変更のうち、所在地移転、建て替え、建物内での移動及び全面的な改装の場合は、変更の届出によらず、新たに営業許可の申請を行うものとする。

#### 第5 興行場の衛生措置等

興行場の営業者は、法第3条第1項の規定に基づき次に掲げる措置を講じること。ただし、隔壁等により外部と区画されていない部分については第1号及び第3号から第5号までの規定、仮設の興行場については第3号の規定は適用しない。

- (1) 定員を超える数の者を入場させないこと。
- (2) 1日1回以上清掃し、常に清潔にすること。
- (3) ねずみ及び衛生害虫について、6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から3年以上保存すること。
- (4) 換気を十分に行うこと。
- (5) 入場者に喫煙所以外の場所において喫煙させないこと。
- (6) 入場者が興行場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為を行う場合、その行為を制止すること。

条例3(1)

条例3(2)

条例3(3)

条例3(4)

条例3(5)

法4②

#### 第6 その他

興行場に必要措置については、第5に掲げるもののほか、興行場法第2条、第3条に係る構造設備等の準則について（昭和59年環指第42号、厚生省環境衛生局長通知）に準じて講じること。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。





様式2（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所  
〔法人にあっては  
主たる事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人にあっては名称及び  
代表者の役職・氏名〕

生年月日  
〔営業者が法人の  
場合は記入不要〕

年 月 日生

興行場営業承継届（譲渡）

興行場営業の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号		年 月 日・ 第 号
興行場	名 称	
	所 在 地	
興行場の種類		
譲渡人	氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者の 役職・氏名)	
	住 所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	
譲渡年月日		年 月 日

様式3（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

被相続人からみた続柄

興行場営業承継届（相続）

興行場営業の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日・	第 号
興行場	名 称	
	所 在 地	
興行場の種別		
被相続人	氏 名	
	住 所	
相続開始年月日	年 月 日	

様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所  
氏名  
被相続人との続柄

住所  
氏名  
被相続人との続柄

住所  
氏名  
被相続人との続柄

※相続人として選定された者以外の相続人全員を記載すること。

### 同意書

下記のとおり、興行場営業の営業者の地位を承継することを同意します。

### 記

興行場	名称	
	所在地	
被相続人	氏名	
	住所	
相続人として 選定された者	氏名	
	住所	

様式4（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所  
〔法人の主たる  
事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人の名称及び  
代表者の役職・氏名〕

興行場営業承継届（合併・分割）

興行場営業の承継をしたので、興行場法第2条の2第2項の規定により下記のとおり届け  
出ます。

記

許可年月日及び番号		年 月 日・ 第 号
興 行 場	名 称	
	所 在 地	
興 行 場 の 種 別		
合併により消滅 した法人又は 分割前の法人	名 称 及 び 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	
	主たる事務 所の所在地	
合 併 又 は 分 割 年 月 日		年 月 日

様式5（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所  
〔法人の主たる  
事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人の名称及び  
代表者の役職・氏名〕

興行場営業許可申請事項変更届

興行場営業の許可申請事項を変更したので、浜松市興行場法施行細則第7条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日・ 第 号	
興行場	名 称	
	所 在 地	
興行場の種別		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

様式6（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

届出者

住 所  
〔法人の主たる  
事務所の所在地〕

氏 名  
〔法人の名称及び  
代表者の役職・氏名〕

興行場営業停止・廃止届

興行場営業を停止・廃止したので、浜松市興行場法施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日・	第 号
興行場	名 称	
	所 在 地	
興行場の種別		
停止予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
停止の理由		
廃止年月日	年 月 日	

様式7（第3関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名

興行場営業許可書

年 月 日付け申請のあった興行場営業については、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別

様式8（第3関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

興行場営業について（不許可）

年 月 日付け申請のあった興行場営業については、興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第2項の規定により不許可とします。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 不許可とする理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。